第2次長野県再犯防止推進計画

2023 年度~2027 年度



目 次

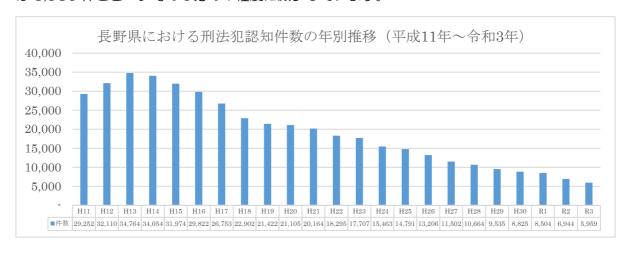
第1章 討	†画の基本的な考え方	
第1節	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
第2節	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第3節	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
第4節	計画の重点的に実施すべき取組・・・・・・・・・・・ 3	
第5節	計画の成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
第6節	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	
第2章 長	長野県における現状	
第 1 節	長野県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
第2節	刑事施設等の入所の状況・・・・・・・・・・・・ 8	
第3章 今	徐取り組んでいく施策	
第1節	就労・住居の確保等のための取組	
1	就労支援の充実強化に向けた取組・・・・・・・・・・10	
2	住居確保等のための取組・・・・・・・・・・・・13	
第2節	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
1	福祉サービスの利用支援・・・・・・・・・・・・・17	
2	薬物依存を有する者への支援等・・・・・・・・・・18	
第3節	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	
1	高齢者又は障がいのある者等への支援等・・・・・・・・・21	
2	学校等と連携した修学支援の実施等・・・・・・・・・・25	
3	暴力団、性犯罪、薬物事犯等の特性に応じた支援の実施等・・・・27	
4	犯罪被害者支援を踏まえた取組・・・・・・・・・・29	
第4節	社会的な孤立を防ぐための相談体制の構築及び民間協力者の活動の促進	
1	複合的な課題を抱える者への相談体制の構築・・・・・・・・30	
2	民間協力者の活動の促進等・・・・・・・・・・・・31	
3	広報・啓発活動の推進等・・・・・・・・・・・・37	
第5節	国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組及び分野横断的な課題	į
	への取組	
	国・市町村・民間団体等との連携強化・・・・・・・・39	
<i></i> 14		
第4章 推		
	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・42	
第5章 参	\$ 老 資料	
<i>7</i> 11 ○ 1	・で見ず 再犯の防止等の推進に関する法律・・・・・・・・・・・43	
用語解説・		

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

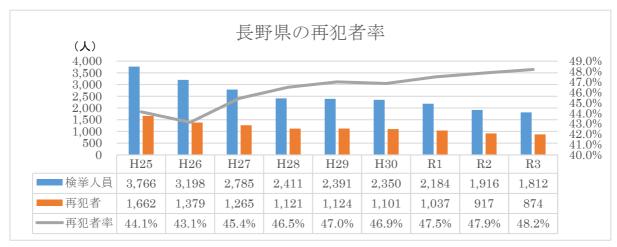
法務省が作成する犯罪白書によると、全国の刑法犯の認知件数は平成 14 年にピークを迎えましたが、平成 15 年に犯罪対策閣僚会議が設置されて以降減少し、令和3年は戦後最小となっています。

本県においても、認知件数は平成 13 年に 34,764 件とピークを迎えましたが、長野県警察本部において「総合的犯罪抑止対策」等の諸対策を推進した結果、以降は減少傾向にあり、令和3年は 5,959 件とピーク時の6分の1 程度に減少しています。



(出典:「令和3年長野県犯罪の特徴的傾向」(長野県警察本部))

一方、全国の刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18 年をピークにその後は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少しているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(以下「再犯者率」という。)は一貫して上昇し続けており、令和3年は 48.6%となっています。本県においても上昇傾向にあり、令和3年の再犯者率は 48.2%となっています。



(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

第1章 計画の基本的な考え方

さらに、平成19年版犯罪白書によると、昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した者のうち、100万人を無作為に抽出し分析したところ、初犯者が71.1%であるのに対し、再犯者は28.9%となっています。また、それぞれが起こした事件は、初犯者の起こした事件が42.3%であるのに対し、再犯者は57.7%を占めています。つまり、約3割の再犯者により、約6割の犯罪が発生しており、再犯防止が重要な課題となっています。

国の第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)(以下「国の計画」という。)では、前再犯防止推進計画の検証のなかで、「支援対象者のそれぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていくこと」、「支援を必要とする者のアクセスビリティを高めていく必要があること」、「アウトリーチ型の支援を実施していくこと」、「国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していくこと」、などの課題が確認されています。

これまでの国の刑事司法関係機関による取組のみならず、国・地方公共団体・民間団体等が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。

長野県再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)(以下「推進法」という。)及び国の計画に基づく県の役割を踏まえて、犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、「誰にでも居場所と出番のある長野県」を目指すとともに、県民が犯罪による被害にあうことも再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、推進法第8条第1項の規定に基づき、長野県における再犯の防止等の施策の推進に関する計画として位置付けています。

また、本県の総合計画「しあわせ信州創造プラン3.0(長野県総合5か年計画)」における「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」及び本県の「第2期地域福祉支援計画」の「多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり」を具体化するための計画としての性格を有しています。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、2023年度を初年度とし、2027年度までの5年間とします。

第4節 計画の重点的に実施すべき取組

推進法の第3条に掲げられた「基本理念」及び国の計画に示された「基本方針」を踏まえ、本県における個々の施策の策定・実施や、関係機関・団体等との連携を推進していくため、次に掲げる5つの取組を重点的に実施します。

- ①就労・住居の確保等のための取組
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- ④社会的な孤立を防ぐための相談体制の構築及び民間協力者の活動の促進
- ⑤国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組及び分野横断的な課題への取組

(参考)

推進法に掲げられた「基本理念」

- 第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと 及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難 な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民 の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪を した者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられる ものとする。
- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び 被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防 止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

国の計画に示されている「基本方針」

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共体団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第5節 計画の成果指標

以下の指標について、目標の達成を目指します。

指標	現状			標	出典	
長野県内の再犯者数	874人	2021年	700人	2025年	国の計画に掲げ	
長野県居住者の	84 人	2021年	75 人	2025年	られた施策の指	
新受刑者中の再入者数	04 人	20214	75人	2025 #	標一覧(法務省)	

第6節 基本目標

安全で安心して暮らせる 「誰一人取り残さない」地域共生・信州

犯罪をした者等が、孤立することなく社会の一員として受け入れられる地域づくりとともに、 県民が犯罪による被害にあうことも再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる社会を 実現します。

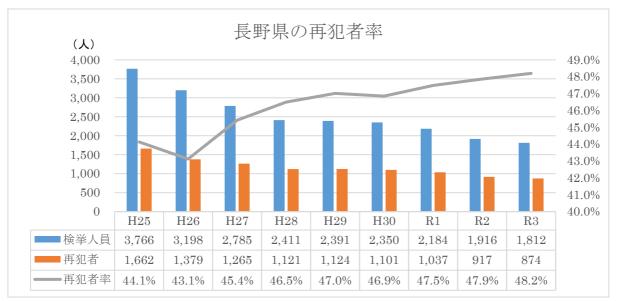
第2章 長野県における現状

第1節 長野県の現状

○刑法犯の検挙人員及び再犯者率

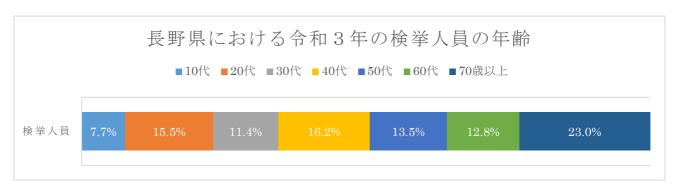
長野県の刑法犯により検挙された者は減少傾向にあり、令和3年には 1,812 人となっています。 一方、刑法犯により検挙された再犯者については近年、横ばい傾向にあり、令和3年には 874 人となっています。

しかし、初犯者の人員が減少しているため、再犯者率は上昇しており、令和3年は48.2%となっています。



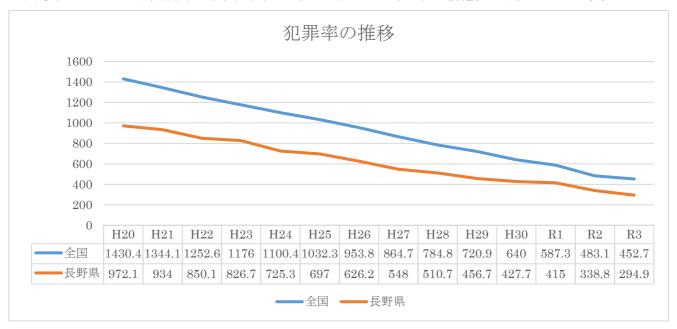
(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

- 〇刑法犯検挙人員の性別(出典:「犯罪統計書 長野県の犯罪」令和3年(長野県警察本部)) 令和3年の刑法犯検挙人員のうち、男性は1,354人で、全体の74.7%を占めています。
- 〇刑法犯検挙人員の年齢(出典:「犯罪統計書 長野県の犯罪」令和3年(長野県警察本部)) 令和3年の刑法犯検挙人員の年齢は、70代以上が一番多く、全体の23.0%を占めています。



○犯罪率の推移(出典:「警察白書」(警察庁))

全国の犯罪率をみると減少傾向にあり、令和3年には平成20年の約3割程度に減少しています。 長野県においても減少傾向にあり、令和3年には平成20年の約3割程度に減少しています。



※犯罪率とは、人口 100,000 人当たりの犯罪の認知件数

○警察署別刑法犯認知件数(長野県警察本部調べ)

長野県の令和3年の刑法犯の認知件数は 5,959 件となっています。 県内の警察署別認知件数は下記のとおりです。

警察署	松本	長野中央	上田	長野南	佐久	
件 数	1,028	866	490	349	316	
警察署	飯田	伊那	千曲	塩尻	大町	
件 数	310	300	276	259	254	
警察署	茅野	安曇野	諏訪	中野	須坂	
件 数	213	199	198	164	152	
警察署	岡谷	軽井沢	駒ケ根	小諸	飯山	
件 数	122	118	116	116	65	
警察署	木曽	阿南	合計			
件 数	39	9	5,959			

第2章 長野県における現状

第2節 刑事施設等の入所の状況

全国の令和3年の刑事施設入所者(以下「全国の入所者」という。)は、16,152人となっており、 そのうち、犯罪時の居住地が長野県であり令和3年に刑事施設に入所した者(以下「長野県の入所 者」という。)146人となっています。刑事施設入所者の状況は下記のとおりです。

(出典:法務省 東京矯正管区資料)

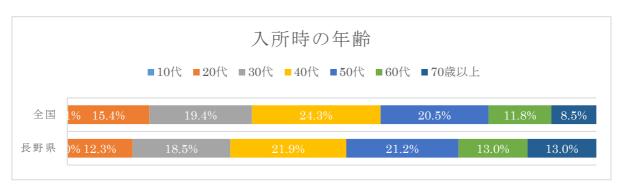
○性別

全国の入所者のうち、14,486 人は男性で、全体の、89.7%を占めています。長野県の入所者は、 男性が 136 人で、全体の 93.2%を占めています。



○年齢

入所時の年齢は、全国では 40 代が 3,927 人と最も多く、全体の 24.3%を占めています。長野県の入所者では、40 代が 32 人と最も多く、全体の 21.9%を占めています。

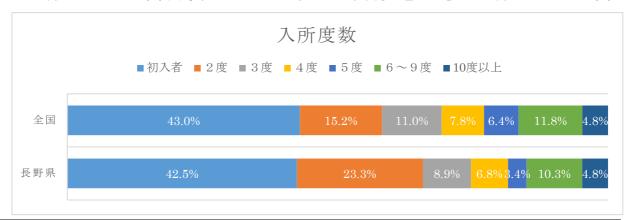


	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70 歳以上	総計
全国	16	2,490	3,131	3,927	3,304	1,909	1,375	16,152
長野県	0	18	27	32	31	19	19	146

〇入所度数 (入所回数)

再入者は、全国の対象者では 9,203 人となっており、新受刑者の 57.0%を占めています。長野県の対象者では 84 人となっており、新受刑者の 57.5%が再入者となっています。

また、刑期終了後、5年以内に再犯した者は、全国では7,581人となっており、再入者のうち82.4%を占めています。長野県では68人となっており、再入者のうち81.0%を占めています。



	初入者	再入者							総計
			2度	3度	4度	5度	6~9度	10 度以上	
全国	6,949	9,203	2,453	1,779	1,265	1,037	1,901	768	16,152
長野県	62	84	34	13	10	5	15	7	146

〇出所受刑者の2年以内再入者数

令和2年に刑事施設を出所したものの、2年以内に再入所した者のうち、再犯時の居住地が長野県であった者は、14人となっています。

(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

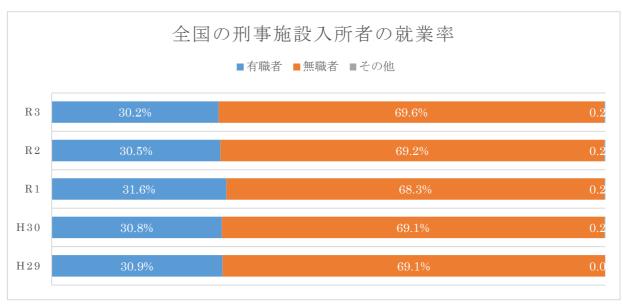
第3章 今後取り組んでいく施策

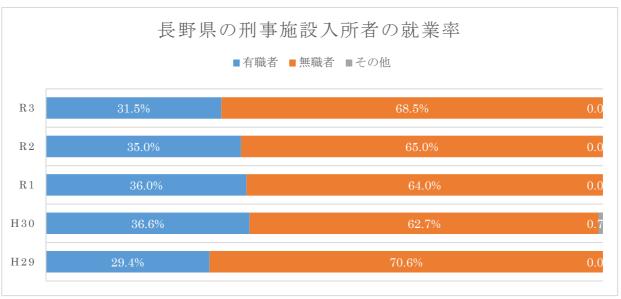
第1節 就労・住居の確保等のための取組

1 就労支援の充実強化に向けた取組

現状と課題

○全国の刑事施設入所者のうち7割近くは無職であり、就業者は3割程度となっています。また、この傾向は長野県も同様となっていますが、全国と比べて5%程度、就業率が高くなっています。(出典:法務省 東京矯正管区資料)





〇犯罪白書によると、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっており、再犯防 止推進のためには、就労の確保が重要です。 〇長野県の協力雇用主は、令和4年4月現在で1,194社となっています。しかし、実際に雇用 している協力雇用主数は4社、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数は5人にと どまっています。(長野保護観察所調べ)

施策の方向性・展開

- (1)協力雇用主の拡大に対する支援
- ○受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、全国8か所の全 ての矯正管区に設置されている矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)が、事業 主の方が刑務所出所者等を雇用するための各種サポートを行います。

(矯正就労支援情報センター室)

- 〇コレワークでは事業主の方に刑務所出所者等の雇用について関心を持っていただくこと等を 目的に、雇用に関する支援制度や手続きを分かりやすく紹介する「雇用支援セミナー」や、出 所者等の雇用経験豊富なアドバイザーが事業主の方に助言等を行う「個別相談会」を開催しま す。(矯正就労支援情報センター室)
- 〇県が直接、保護観察中の少年を雇用することで、民間企業の再犯防止に対する意識啓発や、協力雇用主の拡大及び雇用の促進を図ります。(地域福祉課)
- 〇建設工事入札参加資格の資格総合点数において、協力雇用主登録事業者に対し加点します。 (技術管理室)
- ○法務省の「協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金」制度やコレワークの活用について、関係機関とともに周知に努めるなど、協力雇用主による雇用の拡大に向けた施策を推進します。(地域福祉課)

(2) 就労に向けた支援の充実

- 〇長野保護観察所では公共職業安定所(ハローワーク)や矯正施設等の関係機関・団体と連携し、 長野県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置や、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に 必要な生活指導や助言等を行う協力雇用主に対し奨励金を支払う等の各就労支援メニューの 実施、協力雇用主の登録等を行います。そのほか、保護観察対象者等の就労の確保及び職場へ の定着に向け、長野県就労支援事業者機構と緊密な連携を図ります。(長野保護観察所)
- 〇長野刑務所では、職業訓練について、ビル設備管理科、介護福祉科、建設機械科、フォークリフト運転科、ビジネススキル科の職業訓練を行います。(長野刑務所)

- 〇長野刑務所及び松本少年刑務所では、出所後の再犯防止に向け、就労支援に取り組み、キャリアコンサルタントの資格を有する就労支援スタッフが、支援を希望する受刑者に対してキャリアカウンセリングなどを実施します。(長野刑務所、松本少年刑務所)
- ○松本少年刑務所では公共職業安定所(ハローワーク)の協力により、釈放前の受刑者をハローワークへ外出させ、職業相談を実施することもありまが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて令和2年度以降、実施を見合わせており、今後、同ウイルスの終息状況を見ながら実施を検討します。(松本少年刑務所)
- ○松本少年刑務所では資格取得のための職業訓練として、①情報処理技術科②電気通信設備科 ③自動車整備科④内装施工科⑤ビジネススキル科を実施しているほか、職員の同行なしに施 設外の事業所に通勤させる外部通勤作業を行います。(松本少年刑務所)
- ○有明高原寮では、小型車両系建設機械特別教育の資格取得が可能なほか、公費通信教育で出院 後の社会生活に必要となる知識・技能の取得を支援します。(有明高原寮)
- ○有明高原寮では公共施設の除草や清掃などの社会貢献活動、介護老人保健施設及び食品製造会社での職員が同行しない、院外委嘱教育を実施します。(有明高原寮)
- 〇有明高原寮では全在寮生に対してキャリアカウンセリングを実施し、希望する職種の選択肢 を広げさせ、就労に対しての理解を深める指導をします。(有明高原寮)
- ○有明高原寮では帰住が困難な者に対して、出院後の住居確保に向け、自立準備ホームや少年鑑別所と本人を交えたケース検討を通して、出院後の顔の見える関係を構築します。 (有明高原寮)
- 〇市と連携して全県に設置された生活就労支援センター(まいさぽ)において、犯罪をした者等のうち、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。(地域福祉課)
- 〇犯罪をした者等のうち、直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活 習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。(地域福祉課)
- ○犯罪をした者等のうち、生活困窮者に対し、一般就労を目指し地方国協団体とハローワークによる一体的な支援を行います。(地域福祉課)

- 〇就労に困難を有する犯罪をした者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就 労支援を実施します。(労働雇用課)
- ○就労に困難を有する犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。(地域福祉課)

(3)福祉的支援を必要とする者の就労支援

- 〇長野刑務所では農福連携に着手されている事業所の方に対し、施設見学及び出所者の受入に 必要な事項等についての意見交換会を実施し、お互いを知るという関係作りを引き続き行い、 農福連携事業所における出所者等の受入れを推進します。(長野刑務所)
- ○「長野県地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。(地域福祉課)
- ○犯罪をした障がい者等の就業を促進するため、民間教育訓練機関等に委託し、多様な職業訓練 を実施します。(産業人材育成課)
- ○農福連携等様々な就労機会の確保を図ります。(障がい者支援課)

2 住居確保等のための取組

現状と課題

- 〇長野県内の更生保護施設に一時的に帰住した者は、令和3年度は106人となっています。また、自立準備ホームに一時的に帰住した者は、8人となっています。(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))
- 〇刑事施設に令和3年に再入所した者のうち、前刑出所時に親族・知人の下ではなく、更生保護施設等に帰住した者は、全国では28.1%、長野県では24.3%となっています。(出典:法務省東京矯正管区資料)
- 〇平成 21 年版犯罪白書では、出所時に適当な帰住先がなかった再入者の約6割は1年未満で再犯に至るとのデータも示されており、安定した生活を送るために、適切な帰住先の確保が課題となっています。

〇親族等のもとへ帰住できない者の割合は増加傾向にあり、地域の中に居場所を確保すること の重要性はますます高まっています。しかし、地域においては、近所づきあいの希薄化やコミュニティカの低下等が進み、犯罪をした者等が悩みを抱えても周囲の人に相談できず、社会的 に孤立してしまうことで、再犯等に至る者の増加につながってしまうことが懸念されます。

施策の方向性・展開

- (1) 地域社会における定住先確保のための支援
- ○犯罪等をした者のうち、住居を喪失した者に対し、家賃相当額の一時的な支給や、緊急一時的 な日常生活に必要な支援を行います。(地域福祉課)
- ○住居の確保が困難な犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。(地域福祉課)
- ○地域の実情を踏まえたきめ細かな居住支援を実施するため、先進的な事例を示しながら市町村に居住支援協議会の設立を働きかけるとともに、同協議会を通じて、犯罪をした者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組を推進します。(建築住宅課)
- ○入居時の連帯保証人制度を撤廃し、より円滑な県営住宅への入居を可能にしました。また、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などで犯罪をした者等に対して、優先的に県営住宅に入居できるよう配慮するとともに、世帯状況や所得に応じて家賃の減免を行います。(公営住宅室)

(2) 居住支援法人との連携促進

〇居住支援法人の設立を推進するとともに、居住支援法人との連携により、効率的・効果的な居住支援体制の構築に繋げます。(建築住宅課)

「入居保証・身元保証」事業の取組

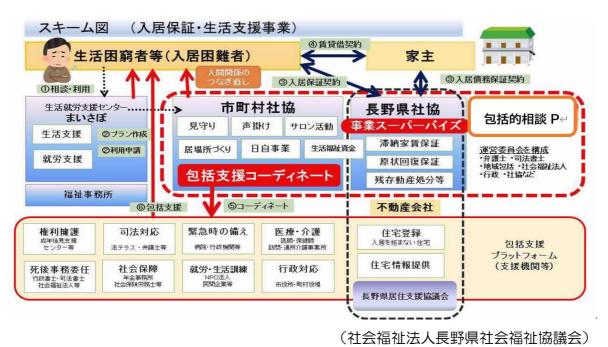
平成 29 年 10 月より、社会福祉法人の地域公益活動として、長野県内の社会福祉協議会が参画して「長野県あんしん創造ねっと」入居保証・生活支援事業、身元保証・就労支援事業が始まりました。

令和4年10月に、制度の狭間にある個別の課題に気づき、多様な仲間と共有し、未来志向による発想で共に考え協働していくための多機関協働のプラットフォームとして、長野県あんしん未来創造センターが創設されたため、趣旨に賛同し、両保証事業を「包括的相談支援プロジェクト」と名前を改め実施しております。

「入居保証・生活支援事業」

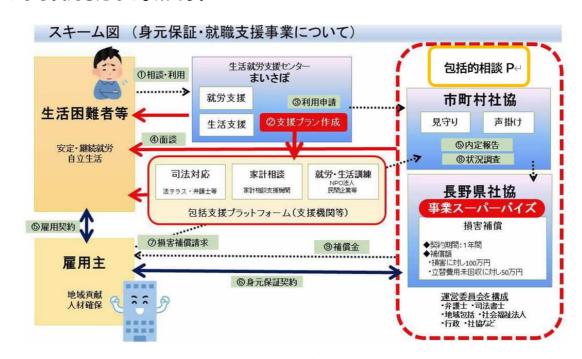
まいさぽの相談者のなかには、住む場所を必要としているにも関わらず、入居の保証をしてくれる人がいないことからその確保ができない方がいます。血縁、親族関係が希薄化するなかで、「住まう」という権利が妨げられている社会の状況があります。人として生活を営むためには住居は必要です。しかし、身寄りや頼る人がいないために明日の住む場所さえ見通せない方が少なからずいます。

入居保証事業は、県内の社会福祉協議会が拠出した財源により滞納家賃及び原状回復費用を保証すること、そして入居中の生活を包括的に支援することにより、たとえ保証人がいなくても住居が確保され、いずれこの事業を利用しなくてもその方の地域生活が継続されていくことを目指しています。



「身元保証・就労支援事業」

まいさぽにおける相談者への就労支援に際して、保証人がいないことを理由に雇用を 拒まれ、就労の機会を逃してしまう場合があります。そこで、就労後の支援対象者が何 かしらの理由で就労先に与えた損害に対し、この事業から見舞金を支給することを雇用 主と契約することにより、保証人を立てることなく雇用に結びつけることをこの事業の 目的としています。本人の能力ではなく保証人の有無で就労の機会が奪われることがな いよう支えるための事業です。



(社会福祉法人長野県社会福祉協議会)

第2節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

1 福祉サービスの利用支援

現状と課題

- 〇刑務所等を出所する際に高齢や障がい等により自ら福祉サービスの利用手続きが困難な者については、入所中から支援につなげるための取組として「特別調整」を行うことで釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができます。
- ○全国で特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者は平成30年度698人から令和3年度826人と増加傾向にあり、長野県においては平成30年度12人から令和3年度36人と全国と同様に増加傾向にあります。



(出典:「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

(出典:「長野県の更生保護」(長野保護観察所))

施策の方向性・展開

- (1) 福祉的支援を必要とする者の支援
- 〇長野保護観察所では矯正施設や長野県地域生活定着支援センター等と連携し、高齢又は障がいがあり、適当な帰住先のない受刑者に対し、福祉施設等への帰住先を確保する特別調整を行います。(長野保護観察所)
- ○「長野県地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を 支援します。(地域福祉課)
- 〇市と連携して全県に設置された生活就労支援センター(まいさぽ)において、犯罪をした者等の うち、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。(地域福祉課)
- 〇犯罪をした者等のうち、高齢や障がいにより判断能力が十分ではない者を対象に福祉サービス の利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。(地域福祉課)

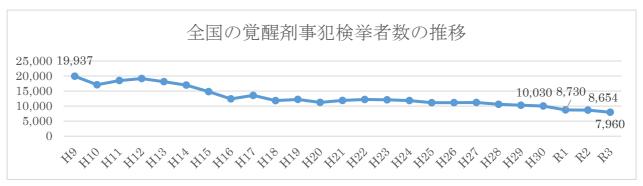
第3章 今後取り組んでいく施策

○犯罪をした者等が必要な福祉サービス等を適切に利用できるようにするための手続の円滑化及 び刑事司法手続の入口も含めた支援について、司法、福祉双方の関係機関が連携して、取組を進 めます。(地域福祉課)

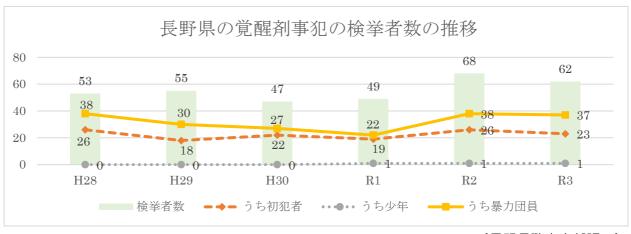
2 薬物依存を有する者への支援等

現状と課題

- 〇全国の覚醒剤取締法違反による検挙者数は、ピークであった平成9年の19,937人から毎年減 少傾向を続け令和3年は7,970人であり、令和元年以降3年連続で1万人を下回りました。
- 〇長野県の令和3年の薬物事犯検挙者のうち、検挙者数が最も多い薬物は覚醒剤で、暴力団関係 者がほぼ半数を占めています。



(警察庁調べ)



(長野県警察本部調べ)

- 〇令和3年の長野県の刑事施設入所者 146 人の内 29 人(20.0%)が、主な罪名が覚醒剤取締法違反となっています。(出典:法務省 東京矯正管区資料)
- ○薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあり、刑務所等において薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持つよう促し、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けるようにすることが必要です。

- ○薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等が、薬物依存からの回復を一貫して支援する取組が必要です。
- ○薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要です。
- 〇長野県では、10 圏域の保健福祉事務所、長野市保健所及び精神保健福祉センターに、薬物乱 用防止相談窓口を設けて、随時相談に応じています。
- ○薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識するよう、学校等と連携した薬物乱用防止教育等により積極的な広報・啓発が必要です。 なお、薬物乱用とは、ルールや法律から外れた目的や方法で使用することをいい、覚醒剤や麻薬などの不正な薬物は1回使用しただけでも乱用にあたります。
- 〇厚生労働省は、平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を決定し、5つの目標の第1として、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を掲げています。

施策の方向性・展開

(1) 相談機能の充実

- 〇長野少年鑑別所(法務少年支援センター長野)では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、薬物依存を有する者に対して、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行います。(長野少年鑑別所)
- 〇長野保護観察所では、薬物依存のある保護観察対象者に対して、薬物再乱用防止プログラムの 実施や、薬物依存回復支援地域連絡協議会の開催を通して関係機関等の連携を強化します。 (長野保護観察所)
- 〇保健福祉事務所、中核市保健所及び精神保健福祉センターに設置している薬物相談窓口の周 知及び充実を図り、薬物乱用者やその家族からの相談に応じます。(薬事管理課)
- ○薬物依存者に対して適切な医療の情報を提供するなど、関係機関等と連携して相談支援を行います。 (精神保健福祉センター)

- ○薬物依存症当事者や家族を対象としたプログラムの開催や、相談員を配置し個別相談を実施 します。(精神保健福祉センター)
- ○薬物依存者に対する支援者の人材養成を図るため、特性を踏まえた研修を実施します。 (精神保健福祉センター)

(2) 意識啓発の実施

- ○教育委員会や、長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、長野県薬物乱用防止指導員(学校薬剤師、保護司、ライオンズクラブ等)による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。(薬事管理課)
- ○高校生が薬物依存経験者の体験談等を直接聞き共に話し合う機会を設けることや、県内の大学、専門学校等へ麻薬取締員や専門知識を持った講師が訪問し、教職員、学生・生徒を対象とした教育意識啓発事業を行うことにより、若い世代の薬物乱用防止の意識高揚と薬物の正しい知識の周知徹底を図ります。(薬事管理課)

相談場面における医療と取締り機関への通報の問題

自ら覚醒剤を止めたいと相談してくる時には、実態としては、法律上の規制取締りの適用よりも、依存症克服のための援助活動が優先されるようです。

しかし、本人に薬物依存症の自覚がないときには、薬物使用によってもたらされている 現実的問題に直面させるために、まず刑事・司法的対応を受けることが効果的だと考えられます。

刑事・司法的対応を優先した方がよいと考えられるのは、本人に薬物依存症であるという自覚がない場合で、中毒性精神病状態や強い渇望により、他害行為が発生している、または危険が切迫しているとき、このまま薬物を使っていると本人の切迫した命の危険があるときは、家族から警察等取締機関に通報してもらうよう伝えます。

ただし、ここで注意しておかねばならないことは、刑事・司法的対応は依存からの回復 のきっかけに過ぎず、薬物依存症の治療そのものではないということです。

法的責任を果たした後に、どのような治療につなげていくかが最も肝心なことです。 長野刑務所では、長野ダルクが協力してグループミーティングや、専門家の講義などの 「薬物依存離脱指導」が行われています。司法の管理下における依存症としての動機付 け、依存症相談につなげる支援が期待されます。

(長野県精神保健センター)

第3節 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 高齢者又は障がいのある者等への支援等

現状と課題

〇令和3年における全国の刑事施設入所者のうち、高齢者(65歳以上の者)は、13.8%を占めています。また、長野県の刑事施設入所者のうち、高齢者は18.5%となっています。

(出典:法務省 東京矯正管区資料)

- ○国の計画では、高齢者が、出所後2年以内に刑事施設に再び入所する割合は全世代の中で最も 高いことや、出所後5年以内に再び刑事施設に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6 ヶ月未満という極めて短期間で再犯に至っている点が指摘されています。また、知的障がいの ある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いと指摘されています。
- 〇高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所 予定者の社会復帰は、本県が設置している「長野県地域生活定着支援センター」が支援をして います。しかし、高齢・障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していな いが障がい者や認知症と思われる者等に対しての支援体制が不十分といった課題があります。
- ○犯罪をした者の前科及び犯罪経歴等はプライバシーとして保護されるべき情報であり、福祉 サービス等の支援が必要な場合でも、犯罪をした者等の意思を尊重するなど、支援にあたって その情報の取扱いに十分留意する必要があります。

施策の方向性・展開

- (1) 高齢者又は障がいのある者等への支援
 - 〇長野刑務所及び松本少年刑務所では、受刑者に対し、改善更生の意欲を喚起するとともに、 社会生活に適応する能力の育成を図り、個々の受刑者が抱える問題性を除去するために、改 善指導を行います。(長野刑務所、松本少年刑務所)
- 〇長野少年鑑別所(法務少年支援センター長野)では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、高齢や障がいのある刑務所出所者等、その関係者などに対して、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行います。(長野少年鑑別所)
- 〇長野刑務所及び松本少年刑務所では、受刑者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認 められる事情がある場合には、その改善に向けた指導を行います。

(長野刑務所、松本少年刑務所)

- 〇長野刑務所及び松本少年刑務所では受刑者の特別な問題を改善するために実施される指導を (対象者の特性に応じた効果的な指導)「特別改善指導」といい、両施設では①薬物依存離脱 指導(R1)②性犯罪再犯防止指導(R3)③被害者の視点を取り入れた教育(R4)④交通 安全指導(R5)⑤就労支援指導(R6)を実施します。(長野刑務所、松本少年刑務所)
- 〇長野刑務所及び松本少年刑務所の「特別改善指導」以外の改善指導を「一般改善指導」といい、一般改善指導は、被害者感情の理解、規則正しい生活習慣、健全な考え方の付与、心身の健康の増進、生活様式の付与等について、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により行います。(長野刑務所、松本少年刑務所)
- ○矯正施設では特別調整として、高齢、障がい等により特に自立が困難で、適当な帰住予定地の ない者に対し、保護観察所や地域生活定着支援センターと協力して、出所後速やかに福祉サー ビスにつなげるための取組を行います。(矯正施設)
- ○「長野県地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。(地域福祉課)
- 〇犯罪をした者等のうち、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して生活相談・支援を 行うとともに無利子・低利子の資金の貸付を実施します。(地域福祉課)
- ○犯罪をした者等のうち、高齢や障がいにより判断能力が十分ではない者を対象に福祉サービ スの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。(地域福祉課)
- ○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、司法関係者と行政・福祉等関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。(地域福祉課)
- 〇犯罪をした者等が必要な福祉サービス等を適切に利用できるようにするための手続の円滑化 及び刑事司法手続の入口も含めた支援について、司法、福祉双方の関係機関が連携して、取組 を進めます。(地域福祉課)
- (2) 高齢である犯罪をした者等に対する支援
- 〇高齢である犯罪をした者等が必要な介護・福祉サービスを利用できるよう、地域ケア会議等の機能強化を図ります。(介護支援課)

- 〇高齢である犯罪をした者等に対し生活支援を行うため、生活支援体制を構築します。 (介護支援課)
- 〇低所得かつ高齢である犯罪をした者等を支援するため、介護保険料等の負担の軽減を図ります。(介護支援課)
- (3) 障がいのある犯罪をした者等に対する支援
- 〇犯罪をした障がい者等の就業を促進するため、民間教育訓練機関等に委託し、多様な職業訓練 を実施します。(産業人材育成課)
- ○犯罪をした障がい者等が地域で安心して暮らすために、地域の相談支援の中核となる基幹相 談支援センター等が実施する総合的・専門的な相談支援や専門的な指導・助言及び人材育成等 の取組を促進します。(障がい者支援課)
- ○犯罪をした障がい者等が障がいの重度化、高齢化等に備え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み(地域生活支援拠点等)の圏域(地域)単位での整備、運用を支援します。(障がい者支援課)
- 〇障がい者等、就労に困難を有する犯罪をした者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就労支援を実施します。(労働雇用課)
- ○精神障がいのある犯罪をした者等が地域の一員として生活を送ることができるよう、地域移 行の推進や精神障がいに対する正しい知識の普及啓発等を行い、支援体制を整備・強化しま す。(保健・疾病対策課)

(4) 生活に困難を抱える犯罪をした者等に対する支援

○刑事施設に入所する者だけでなく、起訴猶予、執行猶予等の手続を経て社会に復帰する者等が 将来的に生活面で困難に陥った際に必要な支援を受けることができるよう、関与した関係機 関が窓口等必要な情報の提供を積極的に行うとともに、刑事手続の段階で弁護人が就任して いる場合には、被疑者、被告人の同意のもと弁護人を通じた支援情報のやりとりができるよ う、関係機関のネットワークの構築を図ります。(地域福祉課)

長野県地域生活定着支援センターの取組



(「長野県地域生活定着支援センター パンフレット」(長野県社会福祉士会)より)

2 学校等と連携した修学支援の実施等

現状と課題

〇県内の非行少年の総数は減少傾向にある一方、再非行者率は20%から30%と高水準で推移しており、非行少年の再非行の減少に向けた取組を推進する必要があります。



注) 再非行者率: 少年の一般刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員割合

〔少年非行の概況(長野県警)〕

- 〇本県の高等学校進学率は、令和3年3月は99.0%となっています。その一方で、令和3年の長野県の刑事施設入所者の24.7%が、高等学校に進学していない状況です。また、26.7%が高等学校を中退している状況にあります。
- ○学校や地域において、犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための支援等が 必要となっています。
- ○教育委員会では、松本少年刑務所内に設置している松本筑摩高等学校通信制桐教室に教員を 派遣して、教科指導を行っています。また、同じく松本少年刑務所内に設置している松本市 立旭町中学校桐分校には、松本市から教員が派遣されています。

施策の方向性・展開

(1) 青少年の非行防止

- 〇長野少年鑑別所(法務少年支援センター長野)では、地域援助業務として学校等と連携し、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助や、非行の未然防止等に向けた、いわゆる法教育(出前授業)等の活動を行います。(長野少年鑑別所)
- 〇長野少年鑑別所(法務少年支援センター長野)では、地域援助業務として学校等と連携し、 非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助や、非行の未 然防止等に向けた取組を行います。(長野少年鑑別所)

- ○青少年の健全育成や、よりよい社会環境づくりのため、県民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回活動を推進します。(次世代サポート課)
- 〇信州あいさつ運動や子どもの居場所づくりへの参加など、地域で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーターを育成します。 (次世代サポート課)
- 〇非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンターが少年警察ボランティア等の民間ボランティアや関係機関等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援活動を実施します。(警察本部人身安全・少年課)

(2) 修学支援のための取組

- ○有明高原寮では、高等学校への復学を希望する者や高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の受験を希望する者に対して、SIB(民間委託契約方式による学習支援事業)方式により修学支援を実施し、出院後の無料での学習支援、生活相談を受けられるようにします。(有明高原寮)
- 〇有明高原寮では、個人別矯正教育計画の策定に当たって策定会議を実施し、複数の職員の視点から個々の在院者に必要性が高いと思われる教育内容を個人別矯正教育計画に盛り込み、特に改善を要するものは、グループワーク等で特定生活指導を実施します。(有明高原寮)
- ○教育委員会や、長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、長野県薬物乱用防止指導員(学校薬剤師、保護司、ライオンズクラブ等)による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。(薬事管理課)
- 〇高校生が薬物依存経験者の体験談等を直接聞き共に話し合う機会を設けることや、県内の大学、専門学校等へ麻薬取締員や専門知識を持った講師が訪問し、教職員、学生・生徒を対象とした教育意識啓発事業を行うことにより、若い世代の薬物乱用防止の意識高揚と薬物の正しい知識の周知徹底を図ります。(薬事管理課)
- 〇犯罪をした者等のうち、生活困窮世帯(被保護世帯を含む)の不登校、ひきこもりの子どもに対して訪問型学習支援を行います。(地域福祉課)
- ○地域の大人と子どものつながりの中で、子どもの成長を支える「信州こどもカフェ」において、 学習支援等の取組を推進します。(次世代サポート課)
- 〇生活を営む上で困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する 民間団体を支援し社会的自立を促進します。(次世代サポート課)

- (3) 困難を抱える子どもたちを社会で支える取組
- 〇市町村の「子ども家庭支援ネットワーク」の体制づくりを推進し、高校卒業時に進路未決定の 生徒や、中退する生徒等に関する情報を関係機関が共有し、社会的自立に必要な支援を行いま す。(児童相談・養育支援室)
- 〇福祉事務所単位で設置することができる生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号) 第9条第1項の規定に基づく支援会議を活用し、困難を抱える子どもたちに関する情報共有 や連携を図り、支援策を検討します。(地域福祉課)
- ○複雑な課題を抱える子ども・若者を支援するため、支援機関が連携して対応する「子ども・若者サポートネット」を運営します。(次世代サポート課)
- 3 暴力団、性犯罪、薬物事犯等の特性に応じた支援の実施等

現状と課題

〇令和3年の全国の刑事施設入所者のうち、暴力団へ加入している者は 4.2%を占めており、長野県の刑事施設入所者のうち、暴力団へ加入している者は 6.2%となっています。

(出典:法務省 東京矯正管区資料)

- 〇令和3年の全国の刑事施設入所者のうち性犯罪で入所した者は536人となっており、そのうち長野県では1人でした。(出典:法務省 東京矯正管区資料)
- ○国の計画では、再犯防止のための指導等を効果的に行うために、犯罪や非行の内容はもとより、対象者の特性(経歴、性格等)を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であると指摘しています。
- ○暴力団関係者、性犯罪者、ストーカー等、対象者の特性に応じた指導及び支援が重要となって います。
- 〇長野保護観察所では、保護観察対象者の特性に応じて、各種専門的処遇プログラム(薬物、性 犯罪、暴力、飲酒運転)を実施しています。

施策の方向性・展開

- (1)暴力団からの離脱・社会復帰に向けた支援
- 〇公益財団法人長野県暴力追放県民センター等関係機関・団体と連携し、暴力団から離脱した者 の就労を定着させ、暴力団組織へ戻ることを抑止し、社会復帰を促進・支援します。

(警察本部組織犯罪対策課)

(2) 性犯罪者への更生支援

○矯正施設では、受刑者、少年院在院者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる 事情がある場合には、その改善に向けた指導を行い、特別改善指導として、長野刑務所及び松 本少年刑務所では、性犯罪再犯防止指導を実施します。(矯正施設) 〇法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の 所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て、面接を実施し、必要に応じて関係機関・ 団体による支援に結び付けます。(警察本部人身安全・少年課)

(3) ストーカー加害者への更生支援

○ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、精神医学的、心理学的なアプローチを推進します。 (警察本部人身安全・少年課)

(4)薬物事犯者への更生支援

- ○矯正施設では、受刑者、少年院在院者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる 事情がある場合には、その改善に向けた指導を行い、特別改善指導として、長野刑務所及び松 本少年刑務所では、薬物依存離脱指導を実施します。(矯正施設)
- 〇長野刑務所及び松本少年刑務所では障がいや薬物依存を有した者のうち、本人が希望する者に対して、受刑前の生活を振り返りつつ、出所後の生活を想定し、出所後の生活に向けての課題を整理しながら必要な生活支援を確認し、各関係機関へ協力を要請したり、本人への情報提供を行う福祉的支援を行います。(長野刑務所、松本少年刑務所)
- 〇有明高原寮では、従来から指導している薬物非行防止指導、交友関係指導、家族関係指導等に加え、令和4年度から特定少年を対象とした社会人としての責任を自覚し、主体的に社会参加する心構えを身に付けさせる成年社会参画指導を実施しているほか、第5種少年院の運用を見据え、保護観察中に再非行を繰り返した在院者を対象に、長野保護観察所及び保護観察を実施していた保護観察所の協力を得て、保護観察復帰プログラムを進めます。(有明高原寮)
- 〇有明高原寮では、交友関係指導には、少年院・刑務所出所者等の自助グループ「セカンドチャンス!」、薬物非行防止指導には「長野ダルク」と協力し、当事者の参加により指導効果を高める取組をしていることに加え、外部専門家のスーパーバイズを受けることで職員の処遇力向上にも取り組みます。(有明高原寮)
- 〇保健福祉事務所、中核市保健所及び精神保健福祉センターに設置している薬物相談窓口の周 知及び充実を図り、薬物乱用者やその家族からの相談に応じます。(薬事管理課)
- ○薬物依存者に対して適切な医療の情報を提供するなど、関係機関等と連携して相談支援を行います。(精神保健福祉センター)
- ○薬物依存症当事者や家族を対象としたプログラムの開催や、相談員を配置し個別相談を実施 します。(精神保健福祉センター)
- ○薬物依存者に対する支援者の人材養成を図るため、特性を踏まえた研修を実施します。 (精神保健福祉センター)

4 犯罪被害者支援を踏まえた取組

現状と課題

- 〇犯罪被害者等支援の各種施策は、国の犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画に基づき実施されています。近年では、令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画がスタートし、長野県においても令和4年4月に長野県犯罪被害者等支援基本計画が策定され、県民誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しています。
- 〇また、令和2年3月に発表された、更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会の報告書では、被害者等施策をより充実させるとともに、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇を実現させ、その思いに応える更生保護を実現するための方策を検討する必要性が示されました。
- 〇検討会の提言や第4次基本計画を踏まえ、必要な法整備を行うとともに更生保護における被害者支援の各制度を見直し、犯罪被害者等の思いに応える更生保護の実現を目指しています。
- 〇長野県警、長野刑務所、松本少年刑務所、長野地方検察庁、長野保護観察所の連携及び情報共 有を密にし、犯罪被害者等の再被害防止措置を講じています。

施策の方向性・展開

- (1)犯罪被害者支援の取組
 - 〇長野刑務所及び松本少年刑務所では、受刑者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる事情がある場合には、その改善に向けた指導が行われており、特別改善指導として、 長野刑務所及び松本少年刑務所では、被害者の視点を取り入れた教育等を実施します。 (長野刑務所、松本少年刑務所)
 - 〇保護観察所では、被害者に重大な被害を負わせた保護観察対象者に対し、被害者等の心情等を 理解させ、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の責任等を自覚させ、悔悟の情を深めさせること を通じ、再び犯罪をしない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向等に配慮した誠実な対 応を促すための指導を行うため、しょく罪指導プログラム等を実施します。(保護観察所)
 - 〇有明高原寮では、特定生活指導として「被害者の視点を取り入れた教育」や被害者家族による ゲストスピーカー講話、ワークブック「責任を考える」を用いた指導を実施します。 (有明高原寮)
 - ○「犯罪被害者等総合支援窓口」において、犯罪被害者等からの各種相談に応じるとともに、再被害が懸念される事案について、再被害防止施策の担当課、民間支援団体等と連携し、総合的な対応を実施します。(人権・男女共同参画課)
 - ○犯罪被害者等への理解が進むよう、犯罪被害者等の置かれた状況、支援の必要性等について、 関係機関と連携しながら、各種研修会の開催、各種広報媒体を活用した広報啓発を実施しま す。(人権・男女共同参画課)

第4節 社会的な孤立を防ぐための相談体制の構築及び民間協力者の活動の促進

1 複合的な課題を抱える者への相談体制の構築

現状と課題

- 〇犯罪をした者等の中には、様々な課題を抱え、自ら支援を求めにくい又は求めることができない者が多く存在しています。利用できるはずの支援制度があるとしても、情報や知識不足等の理由で必要な福祉サービスに結びつかず、生活困窮者となって再び犯罪に手を染めてしまうことも少なくありません。
- 〇犯罪をした者等が刑事司法手続きを離れた後の支援は、地方公共団体が主体となり、県民・市 民を対象としている各種サービスを通して実施されますが、地方公共団体のみでは、犯罪をし た者等に対する支援体制を築くための情報収集も決して容易ではありません。
- 〇こうした課題に対応し、再犯を防ぐと共に、地方公共団体の各種サービス提供窓口担当者等が 再犯防止施策について理解を深め、安全・安心な地域社会を構築していくためには、国の刑事 司法関係機関と地方公共団体及び地域の関係機関が、適切な役割分担によって効果的に連携 し、情報共有や意見交換を行っていくことが必要です。
- 〇保護観察対象者や更生緊急保護対象者等の社会復帰に向けた各種施策を円滑に進めるため、 関係機関・民間団体等と会議や研修会等を通じて連携強化を図っています。
- ○地域社会における再犯防止等に関する実態把握のための支援、地方公共団体による地方再犯 防止推進計画の策定等の支援、犯罪をした者等の支援に必要な情報や知見等の提供を行って います。

施策の方向性・展開

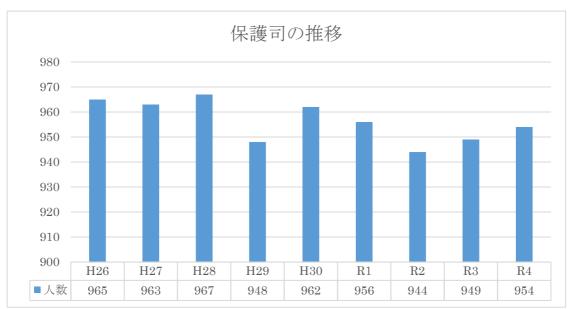
- (1) 複合的な課題の受け止め、自立に向けた支援の充実
 - 〇保護観察所では、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定に向けた勉強会を地方自 治体等と共同で開催し、各自治体において再犯防止を担う人材の育成を図ります。 (保護観察所)
- ○有明高原寮では、在院中に全在院者に対して帰住先や就労先の見学や社会復帰後の支援者を 一堂に会し、本人も参加する社会復帰支援会議を実施しています。保護観察終了後も見据えて 支援者同士が顔の見える関係を構築し、本人、保護者、支援者の出院後の不安を軽減し、再非 行・再犯のさらなる低下を実現させるよう努めます。(有明高原寮)
- 〇有明高原寮では、出院者から来訪による面談、信書、出院者専用ダイヤル等での相談に応じます。(有明高原寮)

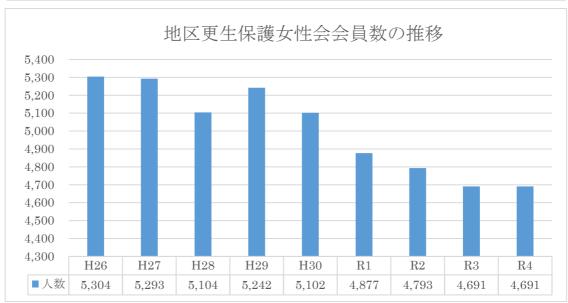
- 〇市と連携して全県に設置された生活就労支援センター(まいさぽ)において、犯罪をした者等のうち、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。(地域福祉課)
- 〇犯罪をした者等のうち、直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活 習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。(地域福祉課)
- ○犯罪をした者等のうち、生活困窮者に対し、一般就労を目指し地方公共団体とハローワークによる一体的な支援を行います。(地域福祉課)
- 〇就労に困難を有する犯罪をした者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就 労支援を実施します。(労働雇用課)
- (2) 複合的な課題を受け止める体制構築の推進
- 〇市町村による各分野が連携した重層的支援体制整備事業の取組を支援し、孤独・孤立防止の観点もふまえた、切れ目のない支援ができる体制づくりを推進します。(地域福祉課)
- ○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、司法関係者と行政・福祉等関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。(地域福祉課)
- 2 民間協力者の活動の促進等(出典:「長野県の更生保護」(長野保護観察所))

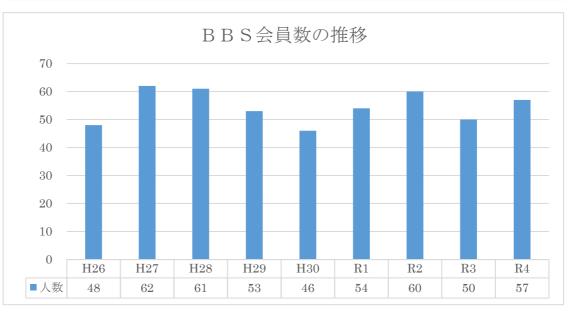
現状と課題

- 〇長野県の更生支援は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主(事業主)会等の更生 保護ボランティアや、更生保護法人、自立準備ホーム等の民間団体及び、教誨師、少年警察ボ ランティア等の民間ボランティアの協力により、実施されています。
- 〇民間協力者が果たす役割が重要である一方、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの 高齢化が進んでいることや、人数が減少傾向となっていることなど、適任者の確保が課題となっています。また、協力雇用主数については、増加傾向にあるものの、実際に刑務所出所者等 を雇用している協力雇用主の比率が少ないことが課題となっています。
- 〇地域社会における犯罪をした者等への「息の長い」支援を行い、社会復帰を進めるため、県民 の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があります。

第3章 今後取り組んでいく施策







〇保護司

保護司は、地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察 官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の 機関・団体との連携等と、その活動領域は更生保護全般にわたっています。

令和5年1月1日現在、長野県内に956名の保護司がおり、その充足率は、94.2%となっています。保護司は、近年、高齢化に伴い減少傾向が続いており、その安定的な確保が課題となっております。保護司の適任者確保のための取組を推進します。

〇更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年等の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。令和4年4月現在、県内に4,691人の会員がおり、地域の公民館、学校等で地域住民を対象に、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会を開催するほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組みます。

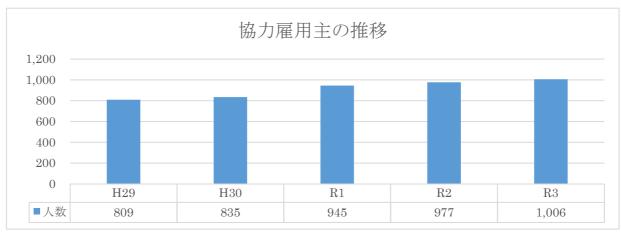
OBBS会

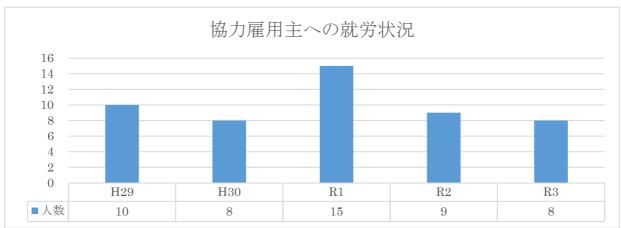
BBS 会(「Big Brothers and Sisters Movement」)は、問題を抱える少年少女と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。令和4年1月現在、県内で2地区57人の会員が児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等の活動を行い、引き続き取り組みます。

〇協力雇用主(事業主)会

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のことです。県内では令和4年4月現在で1,194社の協力雇用主が登録されています。また、特定非営利活動法人長野県就労支援事業者機構では、就労支援員を配置し、保護観察及び更生緊急保護の対象者並びに刑事施設入所中の受刑者及び少年院在院者に対する就職支援を行います。

第3章 今後取り組んでいく施策





〇更生保護法人

更生保護法人は、更生保護事業を営む民間の団体です。県内には、保護司、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、更生保護協力雇用主会など、更生保護の活動を行う団体が円滑に活動できるよう、資料作成、研修会の開催、資金援助、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行っている更生保護法人長野県保護観察協会と、矯正施設から釈放された者や保護観察中の者で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設であり、宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行います。

更生保護事業の円滑な実施と同事業に対する県民の理解を促進するため、更生保護法 人長野県保護観察協会等に対する補助を行います。

○自立準備ホーム

自立準備ホームは、保護観察所においてあらかじめ登録された NPO 法人等に対して、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しています。帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設です。令和4年4月現在、県内で8施設が登録されています。

施策の方向性・展開

- (1) 民間協力者の活動に対する支援
 - ○長野保護観察所では、保護司の適任者を確保するため、保護司会が設置する保護司候補者検討協議会の運営に対する助言・指導を行うとともに、長野県保護司会連合会と共同で保護司の適任者確保のための長野地方対策本部を立ち上げ、確保に向けた取組みを推進します。 (長野保護観察所)
- 〇長野保護観察所では、更生保護団体が主催する会議、研修への支援、更生保護関係団体の代表 者を集めた会議を実施し、連携の強化を図ります。(長野保護観察所)
- 〇長野刑務所では、民間の篤志家(法曹関係、元教員、行政関係の職員等)を篤志面接員として 委嘱し、出所後の生活設計に関する指導のほか、各種改善指導の講義、クラブ活動の指導を行 います。(長野刑務所)
- 〇犯罪をした者等の立ち直りを支える更生保護ボランティア(保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会等)による犯罪や非行のない安心・安全な地域社会を築くための活動を支援します。(地域福祉課)
- 〇犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、司法関係者と行政・福祉等関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。(地域福祉課)
- (2)協力雇用主の拡大に対する支援
 - 〇県が直接、保護観察中の少年を雇用することで、民間企業の再犯防止に対する意識啓発や、 協力雇用主の拡大及び雇用の促進を図ります。(地域福祉課)
- 〇建設工事入札参加資格の資格総合点数において、協力雇用主登録事業者に対し加点します。 (技術管理室)
- (3) 再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰
- ○民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及・促進するため、更生保護のボランティア活動等で顕著な功績や善行があり、他の模範となる者に対し、表彰を実施します。 (地域福祉課)

保護司の取組

保護司は、社会奉仕の精神を持って、罪を犯した人や非行のある少年たちの円滑な社会復帰を助けるとともに、犯罪や非行の予防を図り、個人や公共の福祉に寄与することをその使命としており、現在、全国で約5万人、長野県で約1,000人の保護司が、それぞれの地域において、安全・安心な社会づくりのために活動しています。保護司は、法務大臣からの委嘱を受け、身分上は非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されず、実質的には民間のボランティアであり、諸外国には例を見ない我が国独特の更生保護制度の特徴です。

犯罪や非行の減少傾向は見られるものの、再犯や再非行が大きな社会問題となるなかで、犯罪や非行の抑止と罪を犯した人の更生の場としても機能していた地域社会の力を活用し、「根気よく接していけば人は変わる。同じ地域に住んでいる人が犯罪や非行を重ねなくても生きていけるようにしたい。それは安全・安心な地域を願う我々の使命と思う。」との気持ちで、そこに生きがいを感じながら活動している保護司の役割は、ますます大きくなっています。

○活動内容

保護観察

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事(遵守事項)を 守るよう指導するとともに、生活上の助言や手助け等を行います。

生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後に円滑に社会復帰できるよう、釈放後の帰 住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。

犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世 論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年7月は、「社会を明るくする運動」強調 月間と「再犯防止啓発月間」として、街頭啓発活動、講演会、シンポジウム、ワークショッ プ、スポーツ大会等様々な活動が展開されています。



(「安全・安心な地域社会をつくるために」(長野県保護司会連合会)より)

3 広報・啓発活動の推進等

現状と課題

- ○犯罪をした者等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として社会復帰する ためには、本人の努力だけではなく、行政や地域住民の理解や協力が必要です。
- 〇しかし、国の計画に記載されているように、再犯の防止等に関する施策は必ずしも、行政職員 や県民に身近なものではなく、理解や関心を得られにくいことが課題となっています。
 - ■出典:「福祉に関する県民意識調査2018」(社会福祉法人長野県社会福祉協議会)

回答者: 県民 1,384 人

設問	回答項目	割合	
今後、参加したい社会福祉関係のボランティア活動	犯罪や非行をした者への社	3.4%	
や、NPO 活動についての県民意識調査 (複数回答)	会復帰に関する活動		
ふだんの暮らしや家庭生活で、困りごとや悩みにつ	犯罪や非行をした者との関	0.8%	
いて(複数回答)	係性		
困りごとや悩みがあった時、家族以外に相談する場	保護司•更生保護女性会	0.2%	
(3つ以内に絞って回答)			
地域には、ふだんの暮らしや家庭生活で、困りごと	犯罪や非行をした者との関	0.7%	
や悩みを抱えている方はいるか(複数回答)	係性		

施策の方向性・展開

(1) 啓発事業への協力

- 〇法務省では、地方公共団体や民間協力者等と連携し、"社会を明るくする運動"や再犯防止推進月間等において、犯罪をした者等の再犯防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、再犯の防止等に関する施策について積極的に情報発信します。 (法務省)
- 〇長野県においても"社会を明るくする運動"に参画し、県内各地域でキャンペーン等を実施するなど、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者の更生について理解を深める取組を推進し、市町村への協力を図ります。(地域福祉課)

"社会を明るくする運動"は、法務省が主唱し、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を 犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全 国運動のことです。7月が強調月間となっています。

(2) 啓発事業の実施

○刑事施設では、矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学 会等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に行います。(刑事施設)

- 〇松本矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、就労支援検討会等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に行います。(松本少年刑務所)
- 〇近年、矯正施設と地域社会が一丸となって再犯防止に取り組んでいくことが、非常に重要なこととなっており、松本少年刑務所において、民間協力者である刑事施設入所者の宗教教誨を行う教誨師、刑事施設入所者に対して面接による助言、指導等を行う篤志面接委員、刑事施設入所者の更生復帰を願い、物心両面から援助することを目的に昭和29年に設立された組織である少年母の会等と協力し、再犯防止に取り組みます。(松本少年刑務所)
- ○有明高原寮及び長野少年鑑別所では、地域住民を対象とした募集参観や近隣大学の依頼による講義等を通じ、非行・犯罪の防止に関する広報啓発活動を積極的に行います。 (有明高原寮、長野少年鑑別所)
- ○行政職員や関係機関に対し、犯罪をした高齢者・障がい者等の支援を考えるきっかけとするため、高齢者・障がい者等の支援を必要としている受刑者等を収容している矯正施設の視察・研修を行います。(地域福祉課)
- ○関係機関や県民に対し、広く関心をもってもらうきっかけとするため、犯罪をした高齢者・ 障がい者等の支援について啓発を図ります。(地域福祉課)
- ○刑を終えて出所した人への偏見や差別を解消するため、啓発資料等を作成し、地域社会での 更生や日常生活への理解と協力が得られるよう啓発活動を実施するとともに、刑を終えて出 所した人の人権課題に係る相談機関を紹介します。(人権・男女共同参画課)
- (3) 再犯防止の推進に係る実態調査の実施
- 〇市町村行政の再犯の防止等の推進を図るために、市町村の再犯防止推進状況の実態を調査し、 調査結果の提供・共有を図ります。(地域福祉課)
- (4) 再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰
- 〇長野刑務所では、刑務所に特に貢献のあった民間協力者に対し、その功績をたたえ、謝意を表すことを目的に表彰を行います。(長野刑務所)
- ○民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及・促進するため、更生保護のボランティア活動等で顕著な功績や善行があり、他の模範となる者に対し、表彰を実施します。 (地域福祉課)

第5節 国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組及び分野横断的 な課題への取組

■ 国・市町村・民間団体等との連携強化

現状と課題

- ○犯罪をした者等が、刑事司法手続きを離れた後の支援は、地方公共団体が主体となり、一般県 民・市町村民を対象としている各種サービスを通して実施されます。
- ○再犯を防ぎ、安全・安心な地域社会を構築していくためには、長野保護観察所や長野地方検察 庁、長野刑務所、松本少年刑務所、有明高原寮、長野少年鑑別所等の刑事司法関係機関と行政 機関で適切な役割分担による効果的な連携が必要です。

○保護観察所

保護観察所は、法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関です。長野保護観察所では、令和3年には228件の保護観察を開始しています。地方公共団体と協働で青少年健全育成、精神医療や精神保健福祉関係機関との連携、中学校との連携、就労支援事業、薬物依存者の地域支援、犯罪被害者支援、高齢・障がい者の地域支援等の保護観察・犯罪予防に関する各種施策・会議・協議会等も実施しています。

〇地方検察庁

地方検察庁は、刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正 当な適用の請求等を実施しています。長野地方検察庁の再犯防止に関する取組としては、 不起訴や執行猶予判決時に福祉への繋ぎ・支援を行い、矯正施設での更生ではなく、福祉 による更生を実施する入口支援を行っています。

〇長野県弁護士会

長野県弁護士会は、刑事弁護センター内に、高齢者や障がいを抱える被疑者・被告人に対する弁護活動を充実させるためのグループを設け、その活動の一環として、刑事弁護活動における福祉関係者等との協議、連携を行っています。必要な福祉的な支援を受けていないことが影響し、犯罪に至ったと考えられる被疑者・被告人について、適切な福祉的な支援を受けられるよう取組んでいます。

○刑務所

刑務所は主として犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設です。長野県には長野刑務所があり、主に初入の受刑者を収容しています。令和4年12月末現在、779人の受刑者の刑を執行中です。

〇少年刑務所

少年刑務所は主として犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設です。長野県には松本少年刑務所があり、主に犯罪傾向が進んだ受刑者を収容しています。令和4年12月末現在、157人の受刑者の刑を執行中です。

〇少年鑑別所

少年鑑別所は、1家庭裁判所等の求めに応じ、心理学、教育学等の専門的知識や技術に基づき、非行に至った事情を分析し、その事情を改善するための指針を提示する鑑別を行うこと、2少年鑑別所に収容された者に対する働き掛け全般を指す観護処遇を行うこと、3鑑別や観護処遇で得たノウハウを活用し、非行・犯罪の専門機関として、地域の方々や関係機関のご依頼に基づき、地域社会の非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと(略して地域援助)を業務とする施設です。令和4年は、35人が入所し、地域援助の実績件数については209件となっています。

〇少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設です。長野県内には有明高原寮があります。令和4年には、関東、甲信越及び静岡の東京管区管内の家庭裁判所から「短期間」の処遇勧告が付いた者が8人、長期処遇の少年院から「有明高原寮出院準備特別講座」に9名の受講生が入院しました。

施策の展開・方向性

- (1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築
 - 〇犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するとともに、誰にでも居場所と出番のある地域共生社会の構築を行うため、関係機関と長野県再犯防止推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図ります。(地域福祉課)

- ○関係機関の実態を調査し、その結果を提供・共有することにより、効果的な連携体制の構築を 図ります。(地域福祉課)
- ○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、司法関係者と行政・福祉等関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。(地域福祉課)
- ○「長野県地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。(地域福祉課)

(2) 啓発事業への協力

〇犯罪や非行のない明るい社会を築くため、国が実施する"社会を明るくする運動"に参画する とともに、市町村への協力を図ります。(地域福祉課)

(3) 分野横断の取組

- ○地域資源をネットワーク化し、住民同士のつながりや交流などの地域活動等を調整する地域 福祉コーディネーター養成のための研修を行います。(地域福祉課)
- 〇再犯防止に関わる行政関係者を対象に再犯防止に関する理解の促進、市町村再犯防止推進計 画等の作成に向けた研修や計画策定支援を行います。(地域福祉課)
- 〇市町村による各分野が連携した重層的支援体制整備事業の取組を支援し、孤独・孤立防止の観点もふまえた、切れ目のない支援ができる体制づくりを推進します。(地域福祉課)

第4章 推進体制

計画の推進体制

〇犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するとともに、誰にでも居場所と出番のある地域共生社会の構築を行うため、長野県再犯防止推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図ります。

構成団体

14000000000000000000000000000000000000
長野保護観察所
長野地方検察庁
長野刑務所
松本少年刑務所
有明高原寮
長野少年鑑別所
長野県地域生活定着支援センター
長野県弁護士会
長野県社会福祉士会
長野県保護司会連合会
長野県社会福祉協議会
市町村
長野県警察本部
長野県

〇犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、法務省が主唱する"社会を明るくする運動" に協力し、再犯防止の推進を図ります。

"社会を明るくする運動"長野県推進委員会(令和4年度)

委員長 長野県知事

副委員長 長野地方検察庁検事正

副委員長 長野県保護司会連合会長

事務局長 長野保護観察所長

第5章 参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。
- 2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行 少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含 む。)をいう。

(基本理念)

- 第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年 刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間 のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯 正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめと する円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な 連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効 性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

- 第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等 に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

- 第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

- 第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を 設ける。
- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

- 第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等 に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。
- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ー 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の 長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、 これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における 再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」とい う。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他 の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出し なければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通 じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴そ の他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏ま えて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設 の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制 を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策 を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再 犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定 期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受 けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

- 第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を 得られるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する 活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語解説

±.⁄=					
あ行					
アセスメント	犯罪をした者の再犯リスクの程度や犯罪の誘発要因等を評価すること。				
一般改善指導	犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための指導。				
インテーク	支援ニーズ等の把握のため、支援開始前の最初に実施される面接・相談。				
入口支援	刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援する取組。				
か行					
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。				
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等 を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。				
刑事施設	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一				
刑法犯	刑法(明治40年法律第45号)に規定する罪。				
刑務所	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する 刑事施設。長野県には長野刑務所がある。				
検挙	警察等が検挙し、検察官に送致・送付した事件の数。				
更生保護サポートセン ター	保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。				
更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行っている。				
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少 年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協 力することを目的とするボランティア団体。				
更生保護法人	更生保護事業を営む民間の団体。県内には更生保護法人長野県保護観察協会と更生保護施設(長野司法厚生協会裾花寮、松本保護会みすず寮)がある。				
コレワーク	受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関。矯正就労支援情報センターの通称。				
さ行					
再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。				
再犯者	2度以上刑法犯により検挙された者。				
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体。地域が抱える様々な地域福祉課題を地域全体の課題として捉え、住民が主体的に参加し、考え、話し合い、協力して誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を目的としている。				
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない 地域社会を築こうとする全国的な運動。				
受刑者	懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。				
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会 復帰支援等を行う施設。長野県には有明高原寮がある。				
少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。長野県には長野少年鑑別所がある。				

少年警察ボランティア	警察本部長等が委嘱する民間のボランティア。「地域の子どもは、地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止と健全育成のため、市町村、学校などと連携して日頃から地域に密着した活動を展開している。				
少年刑務所	主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設。長野県には松本少年刑務所がある。				
少年サポートセンター	都道府県警察に設置され、少年補導員を中心に非行防止に向けた取組を行っている機関。				
自立準備ホーム	保護観察所によるあらかじめ登録された NPO 法人等に対して、矯正施設 出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業。帰る家の無い犯罪をした 者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設。				
信州あいさつ運動	家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり、地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動。				
生活就労支援センター(まいさぽ)	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、個々人の状態にあった自立支援計画(プラン)を作成し、必要なサービスの提供につなげたり、就労支援等を行う自立相談支援機関。長野県では市と共同して名称を「生活就労支援センター」愛称を「まいさぽ」と統一している。				
青少年サポーター	「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立って、青少年の自主活動をサポートし、その活動を牽引する青少年活動の核となる人材。子どもの見守り・声かけや子どもの居場所づくりへの参加に取組んでいる。				
た行					
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、 地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資 源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮ら しと生きがい、地域をともにつくっていく社会。(厚生労働省による)				
地方検察庁	刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当 な適用の請求等を実施している機関。				
特別改善指導	改善更生や円滑な社会復帰に支障を来たす受刑者の個別の事業を改善するために行うための6種類の指導。①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導、⑥就労支援指導。				
な行					
入所者	裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどし た受刑者。				
認知件数	犯罪について、被害の届出等により警察が発生を認知した事件の数。				
は行					
犯罪率	人口 10 万人当たりの認知件数。				
暴力追放県民センター	県民に脅威と不安を与えている暴力団を長野県から追放し、暴力のない安全で住み良い社会をつくるため、設立された公益法人。				
保護観察	犯罪をした者または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護 観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。				
保護観察所	法務省の地方支分部局。保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関				
保護司	地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察 官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、 学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者。				
その他					
BBS会	「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年少女と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体				

第2次長野県再犯防止推進計画

~安全で安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域共生・信州~

発行年月 令和5年3月発行

編集発行 長野県健康福祉部地域福祉課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電 話 026-235-7114(直通)

F A X 026-235-7172

E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp

